

理事・監事・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条並びに第23条及び第25条の規定に基づき、理事・評議員並びに監事及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものによる。

- (1) 役員とは、理事・監事をいい、評議員及び顧問をあわせて役員等という
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、主たる事務所に週3日以上、本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員等をいう。

(報酬等の支払)

第3条 常勤役員の報酬は次項に定めるものによる。また、非常勤役員には、報酬等を支弁しない。ただし、非常勤役員には別表1により費用を弁償することができる。

- 1 本会職員を兼務する常勤役員については、職員給与及び手当以外の役員報酬を支給しない。
- 2 非常勤役員が次の各号に掲げるものに出席するときは、費用弁償を行う。
 - (1) 本会理事会及び評議員会
 - (2) その他、会長が招集する会議
 - (3) 職務のため、各種団体等行事への参加
- 3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、別表2により旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(報酬等の支払方法)

第4条 前条1項の支給については、職員給与支給の例による。また非常勤役員に対する費用弁償は、会議等に出席するときに支払う。

(公表)

第5条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年3月26日から施行し、平成29年4月1日より適用する。
- 2 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会の評議員、役員等の費用弁償に関する規程（平成29年4月1日）は、廃止する。

別表1

費用弁償の額

日 額	2,000 円
-----	---------

別表2

旅 費

鉄道等運賃	実 費
車賃（1キロメートルにつき）	37 円